

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１６）
根 拠 条 項：第９条の１１第２項
処 分 の 概 要：練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の６第３項（番号又は記号の打刻）、同第９条の１１第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１８条（打刻命令）
処 分 基 準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が３桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）
備 考：